

はじめに

みなさんは、お家のことやお金のこと、人間関係、勉強などで、「生きづらさ」を感じたことはありますか？

人は生きてるとさまざまな困難にぶつかり、悩むことがあります。それは、大人だけでなく、子どもにとっても同じです。

とくに今、日本では、子どもの貧困やヤングケアラー、不登校など、さまざまな問題が子どもたちのあいだに広がっています。そんなとき、「しかたがない」「がまんするしかない」と思ってしまうかもしれません。でも、実は、あなたのまわりには、悩みを聞いてくれる人や生活を支えてくれる制度、居場所があるのです。

経済的な危機におちいった人に、最低限の生活を保障するしくみのことを「セーフティネット」といいます。この本では、生きづらさのさまざまなケースを取り上げ、どんなセーフティネットがあるのか、どんなふうに助けを求められるのかをわかりやすく紹介していきます。あなた自身のことだけでなく、身近な友だちや家族のために知っておいてほしい情報もたくさんあります。

悩みを一人でかかえこまず、少しずつでも前を向いて歩いていくために――。

この本が、あなたの「生きづらさ」解消のヒントになれば幸いです。

もくじ

子どものころから知っておきたい
みんなのためのセーフティネット

1 学びを続ける



はじめに 2

子どもには生きる権利がある 4

子どもの9人に1人が「貧困」!? 6

社会保障ってなに? 8

ケース1 家計が気になって勉強が手につかない 10

ケース2 塾に行っている友だちがうらやましい 12

ケース3 家族の介護などが忙しく学校に行けない 14

ケース4 学校のみんなどなじめない 16

ケース5 学校に行きたくない 18

◎ 教育に関するさまざまな相談窓口 20

ケース6 進学したいけどお金がない 22

◎ 多様化する奨学金 24

ケース7 高校に行かなかった姉は大学に行けるの? 26

ケース8 日本語がよくわからず勉強できない 28

? 病気で入院している子どもの学習支援
「院内学級」とは?

30



さくいん 31

※本書に掲載されている情報（URL、電話番号ふくむ）は、原稿執筆時のもので、現状と一致しない場合があります。

※本書で紹介した制度や事業などは、自治体や地域によって名称がことなったり、設置されていなかったりする場合があります。

子どもの9人に1人が「貧困」!?

「貧困」ってなに？

経済的な理由などで、食料や水はもちろん、教育や仕事、保健・医療、住居などの基本的なものやサービスを手に入れられない状態を「貧困」といいます。

2021年の調査では、日本の子どもの11.5%、実に約9人に1人が貧困とよばれる状態にあるといわれています（厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査」）。これは、食料がなくて餓死するほどの「絶対的な貧困」とはちがい、その国や地域の生活水準に対して、ふつうにくらしている人より生活にゆとりがない状態（相対的貧困）を指します。

例えば、学校の行事に必要なものが買えない、家族ががんばっているのに日々のくらしでせいっぱい、お金がなくて大学に進学できない、といったことも「相対的貧困」といえるでしょう。



世界の子どもの貧困率 (経済協力開発機構 [OECD] 加盟国)

1	フィンランド (2021年)	2.9%
2	デンマーク (2019年)	4.8%
3	アイスランド (2017年)	5.4%
4	スロベニア (2020年)	6.0%
5	ノルウェー (2021年)	6.7%
6	ポーランド (2020年)	7.1%
7	カナダ (2020年)	7.3%
8	アイルランド (2020年)	7.4%
9	チェコ (2020年)	7.8%
10	ベルギー (2020年)	8.0%
...	...	...
12	韓国 (2020年)	9.8%
...	...	...
18	スイス (2019年)	11.4%
19	日本 (2021年)	11.5%
20	フランス、ドイツ (2019年)	11.7%

(こども家庭庁資料「こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援の現状について」より) 出典: OECD

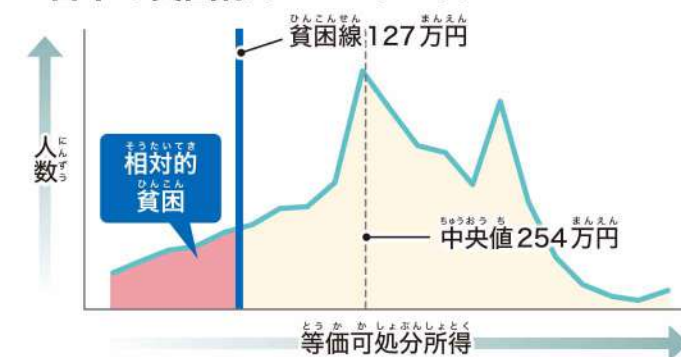
どんな人が「相対的貧困」なの？

日本では、どんな人が「相対的貧困」に当てはまるのでしょうか？

国民の手取り収入（等価可処分所得*）を一番低い人から一番高い人まで順にならべ、そのちょうどまん中に当たる人の所得額（中央値）を出し、その半分（貧困線）未満の所得で生活している人が、相対的貧困に当たる人とされています。

2021年の基準では、1世帯当たりの年間所得が127万円未満、1か月だと約11万円となります。

日本の貧困線 (2021年基準)

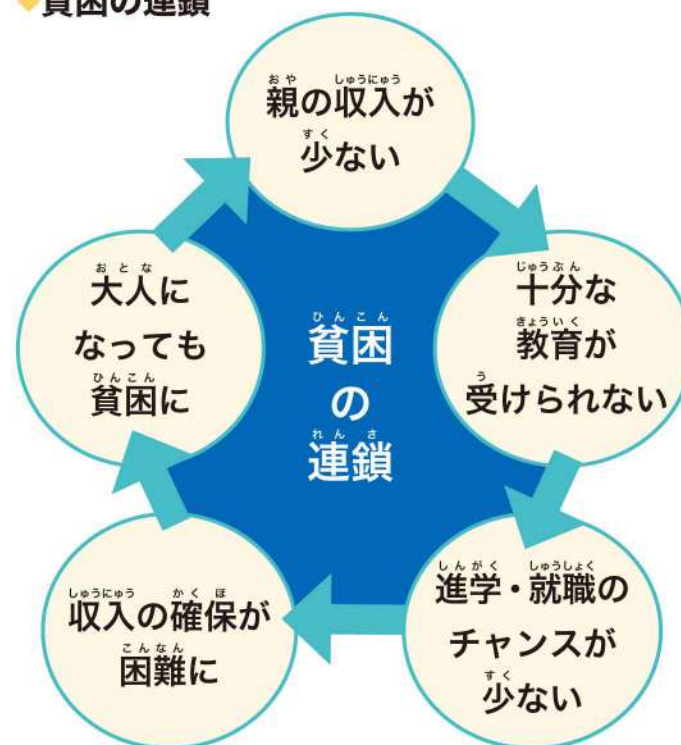


(厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査」より作成)

*等価可処分所得：収入から税金や社会保険料などを引いた額を世帯人数で調整したもの

みんなに教育のチャンス

貧困の連鎖



(政府広報オンラインより作成)

子どもの貧困の大きな問題のひとつは、教育の機会がせばまることです。お金がなくて塾に行けなかったり、教材やパソコンなどを買えなかったりすると、勉強したくてもむずかしくなってしまいます。

そのため、勉強がしたいのにその機会にめぐまれず、進学や将来の仕事のえらび方に限りが出てしまい、大人になっても安定した生活をするのがむずかしくなるかもしれません。その結果、その子どもにも同じようなことが起こる可能性があります。

これが「貧困の連鎖」とよばれるもので、親の収入が子どもの将来に大きな影響をあたえることになります。そこで近年、国会などでは、教育にかかる費用の補助や無料化などが議論されるようになっていきます。

家計が気になって 勉強が手につかない

私は、中学3年生です。

父は3年前に病気で亡くなっていて、今は母と小学5年生の弟の3人でくらしています。

母も体が弱く、最近思うように働けなくなってしまい、生活保護

(→第2巻9ページ)を受けるようになりました。

学校の成績は悪くなく、私もできれば高校に進学したいと思っています。

中卒で働くよりも、高卒のほうが給料のよい仕事につけて、家

族を安心させられると思うからです。母も私に期待をしてくれて、

「家のことは心配しなくてもいいから、あなたはちゃんと勉強しなさい」といいます。

でも、最近家計のことが気

になって、新しいノートを買う

ことにもちゅうちょするように

なり、勉強が手につきません。



学用品などの費用や勉強を支援する

家庭の経済状況などで、勉強を続けることがむずかしい子どもが少なからずいます。小・中学校は公立であれば無料で通えますし、高校も無償化の流れが進んでいます(→25ページ)。しかし、学校に通うには授業料以外にもお金がかかりますし、塾などに行けないと進学もむずかしいでしょう。そんな子どもたちのための支援策が、「子どもの学習・生活支援事業」や「就学援助制度」などです。子どもの学習・生活支援事業は、塾に行け

ない、家で勉強するのがむずかしい子どものために、勉強を教えてくれたり、勉強や生活の悩みを相談できたりする場を自治体などが提供する事業です。

また、学校に通うために必要なノートや筆記用具、体操服などの学用品の費用、給食費、オンライン学習の通信費などの一部を自治体が援助するのが、就学援助制度です。

これらの制度を活用すれば、安心して勉強や学校生活にはげむことができます。

★子どもの学習・生活支援事業

使える人: 生活保護を受けている世帯、自治体によって生活困窮状態にあると認められた世帯の児童など

制度内容: 自治体によってことなる

費用: 無料

申し込み・相談窓口: 自治体によってことなる(おもに市区町村の福祉窓口、運営を委託された企業やNPO法人の専用連絡先)

例 東京都中央区の場合

●小中学生向けの学習会

子ども1~2人につきボランティア1人の個別指導学習形式で、学校で使っている教材をもとに復習や宿題に取り組む

●高校生(中退ふくむ)向け支援

支援スタッフが常駐する「居場所」を設けて、高校卒業や大学進学などに向けた学習指導、進路相談といった支援を行う

★就学援助制度

使える人: 経済的理由によって就学困難と認められる小中学生の保護者

受け取れるお金: 学用品などの購入費、給食費など(自治体によってことなる)

例 学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代、オンライン学習通信費



申し込み・相談窓口:

学校、各自治体の教育委員会など(自治体によってことなる)

※学校によっては新学期に申請書が配られるので、それを使って申請することができます。

